

令和2年度京都府福祉人材育成認証制度コンサルティング事業等業務
についての質疑・回答

質問1 委託事業の目標数値について

内容：令和2年度京都府福祉人材育成認証制度コンサルティング等事業業務募集に係る企画提案仕様書に記載の目標数値に達しない場合は、契約金額の減額等の対応がなされるのか。

回答：設定する目標数値に達しないことにより、契約金額の減額等の対応をとるものではありません。年間目標数のうち、評価に関する部分で不履行が発生し、京都府の指導にも関わらず受託者の積極的な改善が図られなかったと京都府が判断した場合には、委託料の10分の1を上限として、委託料を減額することがあります。（仕様書「第5 その他」4を参照）

質問2 事業所リストについて

内容：

① 事業所リストにおいて、事業所名・担当者名・電話番号・メールアドレス等の情報も提供いただけるのか。

仕様書1 宣言事業所支援事業（2）宣言を更新する事業所等への支援

② 宣言を更新する事業所への支援について、2年が経過する事業所、期限が切れた事業所などのリストも提供いただけるのか。
また、対象事業所数を教えて欲しい。

仕様書2 認証事業所支援事業

③ 認証事業所のリストは提供されるのか。

回答：

①から③共通：事業所リストをはじめ、きょうと福祉人材育成認証制度の推進を関係機関が密に連携し効果的に実施するため必要な情報は、京都府、事業所への宣言開拓業務等を担当する京都府委託事業者、京都府福祉・人材研修センター等で共有しています。事業所リストでは、宣言日や認証日とその期限、更新状況を整理し記載しています。また、事業所名・担当者名・電話番号・メールアドレスも記載しています。

②宣言後2年が経過し、宣言更新が必要な事業所数は、517の宣言事業所のうち、約230事業所です。（令和元年12月末現在）

質問3 宣言事業所支援事業

内容：

仕様書1－(1) 支援方法

ア 個別相談会、イ 研修会、ウ 集合コンサルティング、エ 制度・基準説明会

- ① ア～エに記載の内容は必ず実施しなければならないのか。「エ 制度・基準説明会」については、「10回程度の開催」とあるが、どのように理解すればよいか。
- ② 認証取得のためには、事業所側の動機づけが非常に重要と考えられるが、希望事業所の募集は京都府が実施するという理解でよいか。

回答：

- ① ア～エに記載の支援方法は、事業所の様々な状況やニーズに対応した効果的な支援手法を内容別に記載しており、基本的にはこの内容に対応した事業の実施をお願いしています。実施にあたっては、支援の回数や実施時期について、別途、京都府と協議の上、進めていただきますようお願いいたします。

なお、「エ 制度・基準説明会」については、認証制度の概要を説明するものであり、認証取得を目指していただくにあたって最初に参加いただく説明会であることから、事業所が参加しやすいように月に1回程度の実施をお願いしていることです。開催場所についても、北部の事業所も受講しやすいよう工夫をお願いします。(令和元年度は、京都市内の会場で毎月、福知山市内の会場で2箇月に1回開催しました。)

- ② 認証取得のための事業所側の動機づけについては、「きょうと福祉人材育成認証制度」全体として取り組むこととなりますので、京都府、事業所への宣言開拓業務等を担当する京都府委託事業者、京都府福祉・人材研修センター等が連携・協力して検討していくこととなります。

なお、宣言事業所の募集や認証申請の受け付けについては、事業所への宣言開拓業務等を担当する京都府委託事業者が担当します。

また、業務の実施にあたっては、関係機関の協力を得ながら、京都府介護・福祉人材確保総合事業と連携させて効果的に実施することとしており、京都府と協議の上、進めていただくこととなります。(仕様書「第2 業務内容」を参照)

企画提案書の段階では、福祉事業所への支援内容を評価しますので、関係機関との調整や京都府への協議は不要です。

質問4 京都府福祉職場組織活性化プログラムの活用促進

内容：

仕様書3－（1）組織活性化プログラム運用推進業務

- ①問い合わせ窓口を設置するという点について、問い合わせの想定件数についてご教示いただきたい。
- ②仕様書に記載の「活用促進ツール」とはどのようなものか。
- ③仕様書に記載の「ウェブシステムの維持・管理及び必要に応じた改修」とはどのようなものか。

仕様書3－（2）組織活性化プログラム活用セミナー等の開催

- ④仕様書に記載の「組織活性化プログラムに取り組む事業所又は取り組みを予定している事業所」のリストはあるか。また活用事例や好事例について、京都府で把握しているか。

回答：

- ①事業所等からの問い合わせがあった場合はご対応いたします。想定する問い合わせ件数としては電話、メール合わせて年間で約30件となります。
- ②パンフレットや手引きの他、職員説明用資料等が活用促進ツールとなります。京都福祉情報サイト「kyoto294.net」にも掲載されておりますのでそちらもご参照ください。
<https://kyoto294.net/welfare/soshikikassei-t/>
- ③現時点では改修の必要性はありませんが、活用事業所等からの要望があれば、京都府と協議の上、改修について検討いただくこととなります。
- ④取り組み事業所については京都府で把握しています。取り組み予定の事業所については宣言事業所・認証事業所のリストがあるため、そちらを活用し、プログラムの活用を促していただくこととなります。
事例としましては上位認証における審査基準の一つに「組織活性化プログラムの結果をもとに、改善の取組を検討、実践しているか」というものがあるため、上位認証法人についてはいずれも組織活性化プログラムの結果を踏まえた組織改善の取組を検討、または実践されております。

質問5 上位認証審査事業

内容：

仕様書4－(2) 上位認証審査の実施

①上位認証審査の審査員となるという理解でよいか。

仕様書4－(6) 上位認証法人の取組発信を通じた人材確保に資する事業の実施

②仕様書に記載されている「若者」というのは具体的にどのような層か。

回答：

① 上位認証審査は、京都府職員と委託事業者の担当者と実施します。

② 短大生や大学生が主な対象となります。

質問6 特定処遇改善加算及び処遇改善加算取得特別支援

内容：

仕様書7－(3) 事業所への助言・指導等

ア 電話案内・イ 電話による相談指導・ウ 個別相談・エ 訪問相談

ア～エを必ず実施しなければいけないのか。

回答：

加算を取得する事業所が効果的に増加するために必要な方法を実施いただければよく、必ずしもア～エ全ての方法による実施を求めるものではありません。

質問7 事業所のアンケート調査

内容： 調査については悉皆調査を想定しているか。また、調査対象となる事業所は何件か。

回答： 調査については職員数等に関するアンケート調査と認証・宣言事業所を対象としたアンケート調査の2種類の調査を実施いただきます。

職員数等に関するアンケート調査については認証・宣言の有無に関わらず京都府内に所在する福祉事業所に対して行っていただきます。対象の事業所数としては約1600法人です。

上位認証・認証・宣言事業所を対象としたアンケート調査については、12の上位認証法人、273の認証事業所、517の宣言事業所に対して行うものです。(令和元年度12月末現在)

質問8 その他

内容：昨今の官民連携の新たな動向として、行政や民間事業者、資金提供者等が連携し、社会問題の解決を目指す成果志向の取組である、SIB（ソーシャル・インパクト・ボンド）が見受けられる。本業務委託についても、こうした事業モデル及び事業者と共同で企画することは可能か。

回答：企画提案書は、仕様書に記載の業務について、企画提案書作成要領に基づき、具体的に作成してください。

提案の中にSIB（ソーシャル・インパクト・ボンド）事業モデルの観点を入れ込んでいただくのは構いませんが、評価のポイントではありませんのでご注意ください。（「評価基準」を参照）

なお、本業務に係る経費については、他業務経費と明確に区分してください。（仕様書「第4 業務推進上の留意点」2を参照）

また、本業務実施にあたっては、関係団体と連携し、協力を得て実施するものであることから、仕様書に定めのない事項や細部の業務については、京都府と協議の上、決定することとなります。（仕様書「第2 業務内容」、「第5 その他」5を参照）